

松戸市立松戸高等学校 生徒指導規定に関する内容について

本校では、以下のような方針で生徒指導を行う。

1 懲戒処分と特別指導の違いについて

「懲戒処分」

高等学校においては、学校教育法第11条と学校教育施行規則第26条により、校長は教育上必要があると認めた場合、生徒に懲戒処分を行うことができる。懲戒処分とは退学・停学・訓告であり、処分の告知は保護者立ち会いのうえ校長が行う。

懲戒処分は法令に基づき処理、記録される事となる。

「特別指導」

懲戒処分に替わるものとして校内の生徒指導規定に基づき行われるものであり、 謹慎・注意を行うものである。

2 特別指導について

本校では生徒の問題行為に対し成長、再発しないために保護者、生徒、職員で振り返り考える時間として下表の規定に基づき生徒指導を行うものとする。